

## 学校貸出用図書館資料賠償要項

### (趣旨)

第1 この要項は、県立図書館が所蔵する地域支援図書のうち学校等へ貸出す資料(以下、「学校貸出用資料」という。)の賠償について規定するものとする。

### (賠償方法)

第2 亡失、き損等の理由により、借受人が学校貸出用資料を賠償しようとするときは、同一資料を購入して行うものとする。

2 前項の場合において、同一資料を入手することができない場合は、館長が指定する資料で、借り受けた資料の時価を下回らないものを購入して賠償するものとする。

3 前項の場合において、図書の時価の算定は、特に貴重な図書を除き、次の算式を基準として行うものとする。

$$\text{賠償図書の定価} \times \frac{\text{賠償図書と同分類の図書の最近の平均定価}}{\text{賠償図書の発行年における同分類の図書の平均定価}}$$

### (依頼による購入)

第3 職員は、賠償をしようとする者の依頼を受けて代金を受領し、賠償に充てる資料を購入することができる。

### (賠償の免除)

第4 天災その他本人の責めに帰すことのできない理由により、借受人が学校貸出用資料をき損、亡失し、返納できないときは、館長は賠償を免除することができる。

2 き損、亡失の原因が児童・生徒であるときは、館長は賠償を免除することができる。

### (免除申請書)

第5 前項の規定により賠償の免除を受けようとする借受人は、学校貸出用図書館資料賠償免除申請書(別記様式)に所定の事項を記入し、館長に申請するものとする。

### 附 則

この要項は平成28年10月6日から施行する。